

●申告日程表（受付時間：午前9時～正午、午後1時～4時）

月	日	曜日	地 区	会場
2月	13	金	第一金屋、第二金屋、第三金屋	大・中会議室 セルデイ
	16	月	長沖、高柳、飯倉、宮内、保木野、田端、塩谷	
	17	火	児玉南、秋山、風洞、西小平、東小平	
	18	水	長浜町、鍛冶町、上町、下町	
	19	木	仲町、新町、連雀町、本町、本泉全域	
	20	金	前原、南、緑	市役所6階大会議室
	23	月	東台、住居表示外（照若町・本町・台町・諏訪町）	
	24	火	日の出	
	25	水	五十子、朝日町、早稲田の杜、東富田、今井	
	26	木	四季の里、北堀、西五十子、東五十子、四方田	
27	金	銀座、寿、けや木、栗崎		
3月	1	日	市内全域（市民税・県民税申告優先）	
2	月	傍示堂、鶴森、堀田、滝瀬、宮戸、小和瀬		
3	火	牧西、仁手、下仁手、久々宇、田中、上仁手		
4	水	沼和田、山王堂、杉山、新井、三友、都島、万年寺		
5	木	千代田、見福		
6	金	中央、本庄		
9	月	小島南、下野堂		
10	火	駅南、吉田林、上真下、下真下、共栄全域、高関		
11	水	栄、柏		
12	木	若泉、小島		
13	金	西富田、蛭川、下浅見、入浅見		
16	月	市内全域（市民税・県民税申告優先）		

今年も申告の時期になりました。毎年、期限間近になると会場が大変混雑し、長時間お待ちいただくことがあります。早めに準備して、できるだけ指定日にお出かけください。  
2月13日(金)から19日(木)までの申告会場は、セルデイです。20日(金)からは市役所6階大会議室での受付になります。日程と会場については、日程表をご確認ください！

★課税課 ☎ 1123

申告受付期間は2月13日(金)から3月16日(月)まで

市民税・県民税の申告は、正しく期限内にしましょう！

申告時に必要なもの

①印鑑

②収入金額や経費がわかるもの

③給与所得、年金所得のある人：源泉徴収票

④事業所得（営業、農漁業、不動産所得のある人）：収支内訳書

⑤配当所得、一時所得、雑所得等のある人：支払調書

⑥各種の控除を証明できるもの

⑦保険料控除、寄附金控除を受ける人：社会保険（任意継続、国民健康保険、国民年金、介護保険、後期高齢者医療保険等）・生命保険（一般個人年金、介護医療・地震保険（経過措置の損害保険を含む）・寄附金の領収書又は支払証明書

⑧国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療保険等の保険料が年金から天引きされている場合、控除の適用は保険料支払者本人になります。（配偶

者その他親族の控除には適用されません。）

⑨医療費控除を受ける人：医療費の明細書及び医療機関に支払った費用の領収書等

⑩障害者控除を受ける人：身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、障害者控除対象者認定書（左ページを参照）など

⑪大雪等による被害で、雑損控除を受ける人：本庄税務署（☎2111）へお問い合わせください。

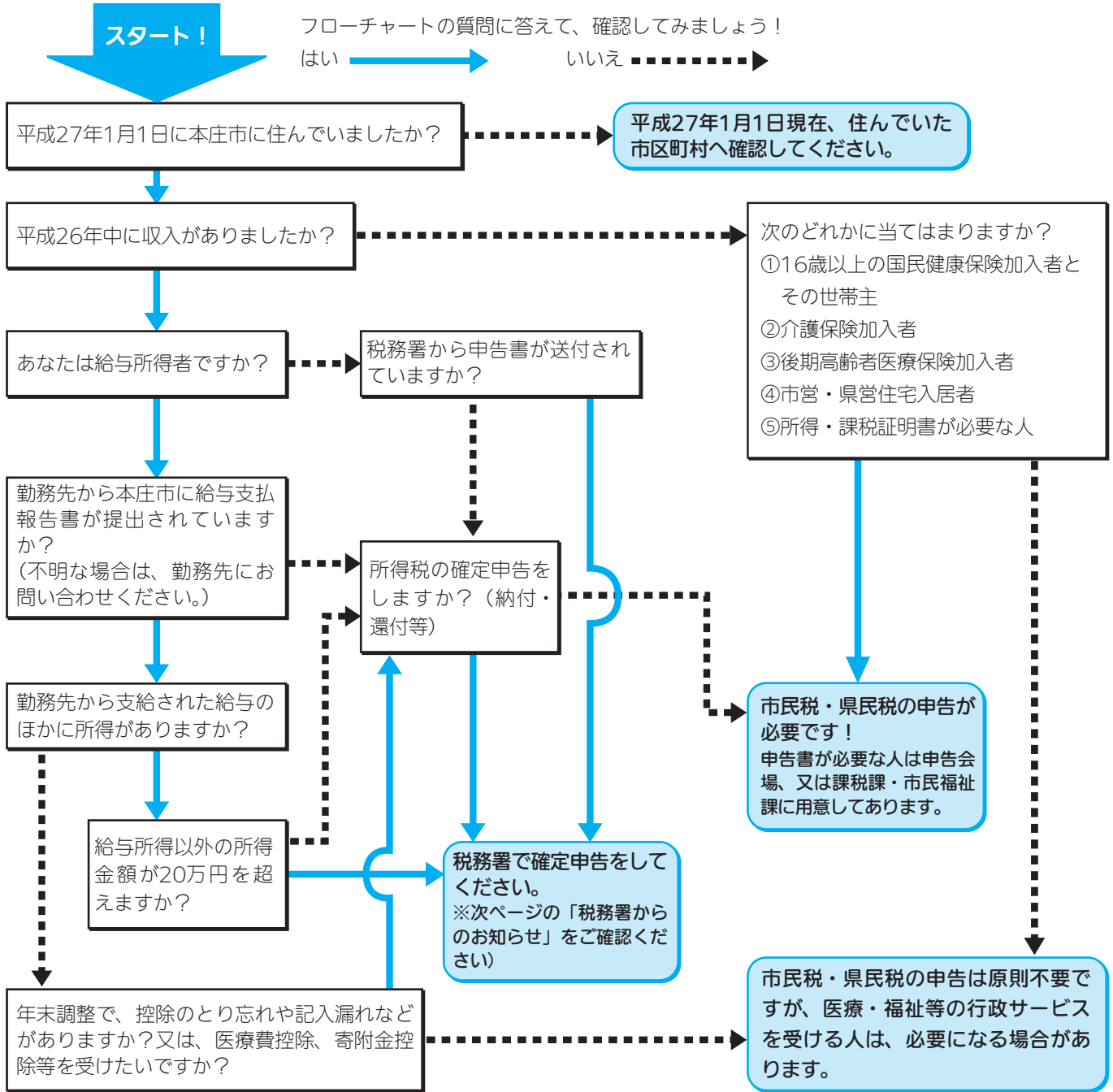
⑫収支内訳書・医療費の明細書は必ず事前に作成しておいてください。必要書類が不備の場合、再度ご来場いただくこともあります。

「市民税・県民税申告書」を事前に作成する場合は？

「市民税・県民税申告書」が必要な人は申告会場、又は課税課・市民福祉課に用意してあります。

また、申告書の郵送もしていただけますので、課税課までご連絡ください。市ホームページからもダウンロードできます。

## あなたの申告は市民税・県民税申告？それとも確定申告？



※このフローチャートは一般的な例です。

次に該当する人は、税務署で申告してください。

- ①青色申告②平成25年分以前の確定申告③死亡者の確定申告④土地・建物・株等の譲渡所得⑤雑損控除⑥住宅借入金等特別控除(初年度)⑦山林所得⑧災害減免⑨外国税額控除⑩外国に住んでいる扶養親族の扶養控除を受けたい

### 申告は期限内に

申告は3月16日(月)までに済ませましょう。なお、期限内に申告をしない人は、平成27年度(平成26年分)所得・課税証明書の発行に日数を要する場合があります。

### 介護保険要介護認定者の障害者控除の適用について

介護保険の要介護認定(要介護2~5)を受けている人は、身体障害者手帳等を持っていない場合でも、市が交付する『障害者控除対象者認定書』を提示することで、障害者控除を受けられます。

**対象** 65歳以上の人で、次の要件のいずれかに該当する人

- 平成26年12月末時点で、要介護2から5までのいずれかの認定を受けている人
- 平成26年中に死亡した人で、死亡時に要介護2から5までのいずれかの認定を受けていた人

**申請方法** 本人又は代理人が介護保険被保険者証を左記へ持参

- ★介護いきがい課 ☎ 171  
 9、市民福祉課 ☎ 133